

インド鉱業法改正動向 (Hoda 委員会勧告レポート)

資源探査部 探査第2課長 **池田 肇**
ikedai-hajime@jogmec.go.jp
(前ジャカルタ事務所 次長)

はじめに

インドは、外国からの鉱業投資を促進させるために2005年9月14日、PC（計画委員会¹：Planning Commission）内に、1993年に策定したNMP（国家鉱業政策：National Mineral Policy）の見直し作業を行うHLC（高官委員会：High Level Committee）を編成し、その委員長にPCメンバーであるShi Anwarul Hodaを任命した。同委員会はHoda委員会と称され、2006年7月19日に最終報告書を政府に提出し、同年12月22日、その報告書を一般に公開した。政府は、現在、Hoda委員会による勧告を受けて、2008年国家鉱業政策を閣議決定し、MMDR（鉱山鉱物開発規制法：Mines and Minerals Development Regulation）などの改正手続きを議会に答申しているため、本稿では、鉱業投資の活性化及び鉱業の持続発展を導くHoda委員会の勧告内容を紹介する。

1. インドの概要

インドは、28州²と7つの連邦管轄区³からなる連邦国家（図1参照）である。人口11億5,175万人、2006年のGDP成長率は9.4%、名目GDP9,106億US\$とBRICs諸国の一角として力強い成長を堅持する。

一方で1US\$/日以下の生活者が全体の33.5%を占

め、貧困層と富裕層の二極化が進んでいる。インドは、宗教、民族対立もあり、貧困撲滅のためには、地方におけるインフラ整備のほか、さらなる経済発展が必要とされ、金属鉱物資源開発に対する期待が大きい。また、自国の旺盛な需要増を賄うためにもその必要性が指摘されている。



図1. インド国土図

1 PC委員長は、Manmohan Sin（マンモハン・スィン）首相

2 インド28州：Andhra Pradesh, Arunachal Pradesh, Assam, Bihar, Chhattisgarh, Goa, Gujarat, Haryana, Himachal Pradesh, Jammu and Kashmir, Jharkhand, Karnataka, Kerala, Madhya Pradesh, Maharashtra, Manipur, Meghalaya, Mizoram, Nagaland, Orissa, Punjab, Rajasthan, Sikkim, Tamil Nadu, Tripura, Uttar Pradesh, Uttarakhand, West Bengal

3 7連邦管轄区：Andaman and Nicobar Islands, Chandigarh, Dadra and Nagar Haveli, Daman and Diu, Lakshadweep, National Capital Territory of Delhi, Puducherry

2. インドの鉱物資源ポテンシャル

インドでは84種の鉱物（燃料鉱物：4、金属鉱物：11、非金属鉱物：49、希少金属鉱物：20）の賦存が確認されている。インドは、2億年前に南半球に存在した巨大なゴンドワナ大陸の一部（図2参照）とされる。

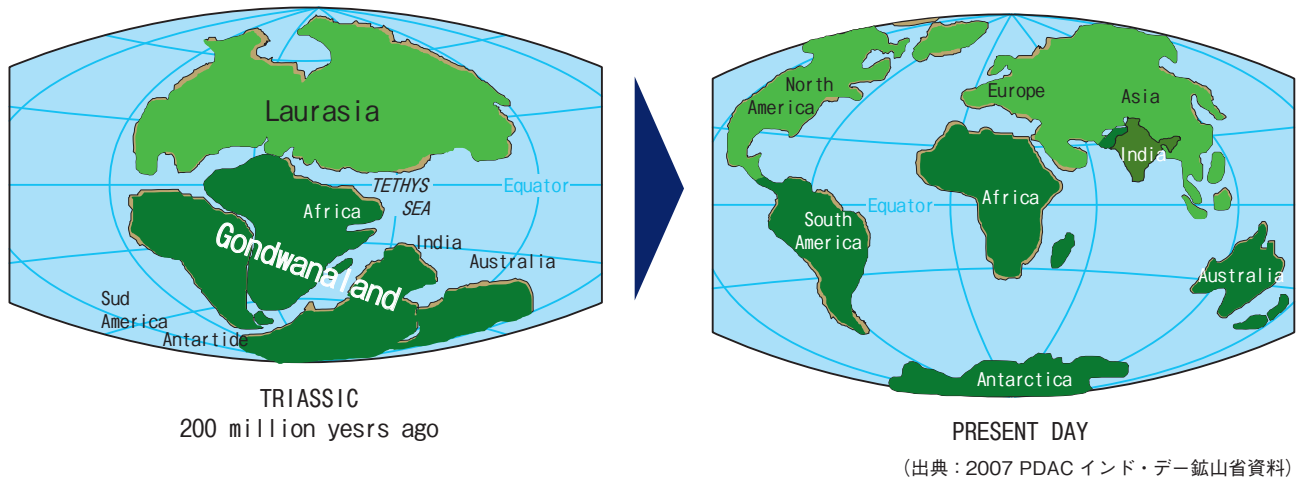


図2. ゴンドワナ大陸とインド

しかし、インドでは、外資規制に加えて自主開発意思の低い中小国営鉱山企業が鉱業権を長年保有しているケースもあって、最新技術、資金の導入が進まず十分な探鉱が行われてこなかった。2007年、カナダトロントで開催されたカナダ探鉱開発協会（PDAC）主催のインド・デーの鉱山省講演資料によれば、国土面積は3,260,000km²、硬岩エリア（Hard Rock：一次鉱床賦存可能性範囲）は1,820,000 km²で、このうち明らか

豊富な鉱物資源に恵まれる現在のアフリカ・マダガスカル、南米、豪州・タスマニア、PNG、ニューカレドニアは、この大陸から分離したと考えられ、多くの資源関係者はインドにも豊富な鉱物資源の賦存可能性があると注目している。

な地質ポテンシャルエリア（OGP：鉱床が胚胎する可能性を有する地域）は570,000km²である。広域探査地域（RE）の内、地化学探査実施域は75,000 km²で、国土に占める割合は2.3%、明らかな地質ポテンシャルエリアに対する割合は4.12%と、インドの未探鉱地域割合は極めて高いと言える。広域探査実績面積のうち探掘権鉱区面積の割合は、10%以下である（表1参照）。

表1. インドの国土面積と探鉱実績

	面積 (km ²)	国土面積に占める割合
国土面積 (Land Mass)	3,260,000	100%
硬岩エリア (Hard Rock)	1,820,000	55.20%
明らかな地質ポテンシャルエリア (Obvious Geological Potential (OGP) Area)	570,000	17.50%
広域探査 (RE : Regional Exploration)		
地化学探査実績域	75,000	2.30%
物理探査実績域	53,000	1.60%
硬岩分布域に対する広域探査実績面積割合 (RE/Hard Rock)	4.12%	
明らかな地質ポテンシャルエリアに対する広域探査実績面積割合 (RE/OGP)	13.16%	
広域探査実績面積に対する探掘権鉱区面積の割合 (DEVELOPMENT/RE)	< 10%	

(出典：2007 PDAC インド・デー鉱山省資料)

3. インドの鉱業政策の変遷

1947年に独立したインドは、社会主義と資本主義の混合経済の導入を図り、50年代には産業法を整備し、国営企業と民間企業の活動分野を指定する産業分野ライセンス制度を導入した。1972年、外国為替規制法により外資参入には原則的に技術移転を伴い40%までの上限を課したため、多くの外資が撤退し、その間、政府の財政赤字が拡大、外貨準備高が減少した。1991年

6月、Rao（ラオ）政権は、外資導入による産業活性化と国際競争力向上を目指し、新産業政策と呼ばれる積極的な経済自由化政策に転換した。しかし、金属鉱物資源開発は、兵器・防衛、原子力、エネルギー（石炭、褐炭）、鉱物油等とともに8つの戦略的開発分野の一つとして規制業種に指定され、鉱業活動は国営鉱山企業に限定されたため探鉱は進展しなかった。1993年3月、NMP（国家鉱業政策）⁴に基づき、国営企業に

4 NMP（国家鉱業政策）：「変革を遂げるインドの銅産業について」（平成15年12月16日付2003年第28号JOGMECカレントトピックス）参照

保留された重要な非燃料鉱物、すなわち鉄鉱石、マンガン、クロム、硫黄、金、ダイヤモンド、銅、鉛、亜鉛、モリブデン、タングステン、ニッケル、白金族金属の13鉱種の開発が民間に開放された。外国投資には外国投資促進委員会⁵ (FIPB: Foreign Investment Promotion Board) の個別認可を必要としケースバイケースの承認であった。1994年1月、国営企業の民営化、外資規制緩和策により、非原子力鉱物及び非燃料鉱物の開発に関し、権益50%までの外国資本の参加については、インド中央銀行であるインド準備銀行 (RBI: Reserve Bank of India) への届出のみで自動承認されるようになった。さらに2000年2月、非原子力鉱物、非燃料鉱物の探鉱 (Exploration)、採鉱 (Mining) については、外国資本の権益100%まで自動承認⁶となり、鉱業の一部自由化を実現した。ただし、貴石・ダイヤモンドの探鉱、採鉱については、権益74%までを自動承認とし、投資家が権益74%以上を要求する場合は、FIPBにて個別認可を必要とした。非原子力鉱物及び非燃料鉱物の加工 (Processing)、冶金 (Metallurgy) 分野は、100%まで自動承認となっている。2003年1月、海域 (領海、大陸棚、EEZ (排他的経済水域)) の鉱物資源開発に関するオフショア鉱物開発規制法 (Offshore Area Mineral Act 2002) を施行。2006年2月、貴石・ダイヤモンドを含む全ての非燃料鉱物、非原子力鉱物について、外国資本100%の参入を認め、完全自由化を実現した。

4. 鉱業規則の現状

インドにおける探鉱、採掘等の鉱業活動はMM-DR (鉱山鉱物開発規制法: Mines and Minerals Development Regulation (1957))、MCR (鉱物鉱区規則: Mineral Concession Rules (1960)) 及びMCDR (鉱物保護開発規則: Mineral Conservation and Development Rule (1988)) を基本法令とする。MMDRは1994年及び1999年、MCRは2000年に改正が行われている。鉱業規則の現状は次のとおり。

- ① 鉱業管理: インド憲法では鉱物資源の管理は、中央及び地方政府の責任とされる。
- ② 鉱業権申請資格: 会社法に則してインドで設立された会社に限られる。
- ③ 鉱物の分類: 鉱物は、MMDRのFirst Scheduleの中でPart A、B、Cの3種類に分類されている。
 - Part A - 炭化水素鉱物 (2種類: 石炭、褐炭)
 - Part B - 放射性元素関連鉱物 (11鉱物: ベリウム、リチウム、ウラン・トリウムを含むレアアース、ニオブ、ウランを含むリン、ピッチブレンド、チタン、タンタル、モナザイト、ウラ

ン、ジルコニウム)

Part C - 金属・非金属鉱物 (10種類: 石綿、ボーキサイト、クロム鉱石、銅、金、鉄鉱石、鉛、マンガン鉱石、貴金属、亜鉛)

④ 外資規制:

- ・ 金属・非金属鉱物 (PART C) なし
- ・ 燃料鉱物 (PART A) あり
- ・ 放射性元素関連鉱物 (PART B) あり

燃料鉱物は、自家電力発電用の精炭 (洗炭、分級済み) の場合には権益100%まで出資可能、探鉱及び採掘業については自社内の消費目的であれば権益74%まで出資を認めている。

⑤ 鉱業権の種類: 3種類

- ・ RP (概査許可: Reconnaissance Permit)

1999年の改正で導入された。境界範囲内で踏査、地質調査、地化学調査をすることができる。ボーリング調査100km²毎に10本を超えない範囲で可能である。有効期限は3年である。PL (探査権: Prospecting License) の取得には優先権を有する。

- ・ PL (探査権: Prospecting License)

境界範囲内で鉱物探鉱が可能。有効期限は3年間である。更に2年間の延長が可能。保持者は、自社探鉱区域内のML (採掘権: Mining Lease) の取得には優先権がある。

- ・ ML (採掘権: Mining Lease)

鉱区面積は、最大10km²である。有効期間は、20~30年間。更に20年間の延長が可能。排他的独占権である。

⑥ 鉱業許認可機関: 州政府に許認可権限を委譲

- ・ 中央政府 10種類 (アスベスト、ボーキサイト、クロム、銅、金、鉄鉱石、鉛、亜鉛、マンガン、宝石) の鉱物については中央政府の事前承認を義務化する一方、州政府に非金属・工業用鉱物に関する許認可に関し権限委譲している。

⑦ ロイヤルティ及び土地使用料 (Dead Rent): ロイヤルティ、土地使用料の率は、MMDRに基づくSecond Schedule、Third Scheduleにそれぞれ定められている。土地使用料は、鉱山を稼行 (操業) するまで支払わなければならない。操業を始めると鉱業権保持者は、ロイヤルティあるいはDead Rentの高額な方を支払う。ロイヤルティは、2004年10月14日付けGazette Notificationが最新である。

⑧ 鉱業権減区義務: 2年目に1,000km²まで、または許可面積の50%までのいずれか低い方を放棄しなくてはならない。3年度終了時点で25%まで(単

5 外国投資促進委員会: 財務省所属

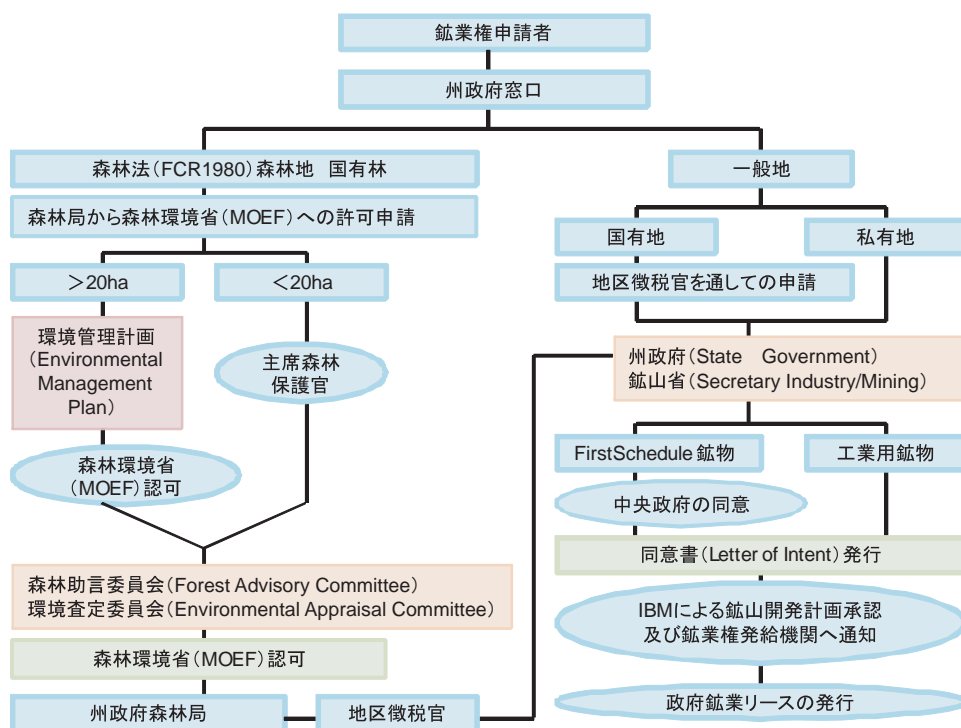
6 外資の権益100%までの自動承認: "Press Note No.2 (2000series), SIA (FC Division), Department of Industrial Policy & Promotion, Ministry of Commerce and industry, Government of India, <http://mines.nic.in/comp2.html>" 参照

一の調査ライセンスで最高 5,000 km²、調査対象総面積は、1社当り国全体で 10,000 km² を越えてはならない)

⑨環境管理計画：環境省の承認が必要

⑩国有林内開発：1980年森林法に基づき中央政府の承認が必要

⑪ML審査フロー：図3のとおり。



(出典：平成7年度 資源開発協力基礎調査 プロジェクト選定調査報告書 インド)

図3. ML (鉱業リース) 審査フロー

5. 鉱業権の交付状況

(1) RP：2008年2月5日までの累計264件、365,793.202km²の地域で発行されている。BHP Mineral India Pvt. Ltd、ACC Rio Tinto Pvt. Ltd、Phelps Dodge Exploration India Pvt. Ltd、Anglo American Exploration (India) Pvt. Ltdといった資源メジャーが名前を連ねている。主な探鉱地域は、Chhattisgarh、Jharkhand、Karnataka、Orissa、Andhra Pradesh、Madhya Pradesh、Rajasthanの各州であり、2008年3月時点で269件が登録⁷されている。

(2) PL：2008年3月までの累計465件(表2参照)

(3) ML：2008年3月までの累計888件

(4) 外国投資承認件数、投資額：2005年7月31日までにFIPB(外国投資促進委員会)が許可した件数は累計73件、投資額は4,044crore Rs⁸(892百万US\$相当)である。

FIPBは、財務相大臣が委員長を兼務している。外国投資家の窓口となるFIIA(外国投資実行委員会⁹：Foreign Investment Implementation Authority)は、DIPP(産

業省産業政策振興局：Department of Industrial Policy & Promotion)内に設置されている。FIIAは、直接投資の認可から投資実行に至るまでプロジェクトを円滑に立上げるために、連邦及び地方政府、各省庁間にまたがる懸案事項の連絡調整を行い、外国投資家が必要な認可等の取得を支援する。

なお、鉄鉱石、ボーキサイト等ではPLやMLも目立つが、ベースメタルを対象とする鉱区はほとんどがRPで、概査段階に留まっていると言える。

表2. 会計年度別鉱業権

年度	ML(鉱業リース)	PL(探査権)	RP(概査許可)	計
2007/08	114	57	57	228
2006/07	92	45	5	142
2005/06	100	14	14	128
2004/05	56	40	23	119
2003/04	46	22	46	114
2002/03	59	28	46	133
2001/02	55	19	36	110
2000/01	95	35	42	172
1999/00	120	79	—	199
1998/99	149	119	—	268
合計	886	458	269	1,613

(出典：鉱山省ホームページよりJOGMECジャカルタ事務所にて作成。インドの会計年度は3月締)

7 <http://mines.nic.in/apla.html>

8 <http://mines.nic.in/ppfinvest.html>

9 <http://finmin.nic.in/> インド財務省ホームページ。“crore”はインドの数単位で1,000万を示す。ちなみに“lakh”は10万。

6. 探鉱投資の実績

Metals Economics Group (メタルズ・エコノミクス・グループ) によれば、2005年の全世界の探鉱予算5,100百万US\$のうち、地域別の探鉱投資額は、南米1,127百万US\$、カナダ931百万US\$、アフリカ833百万US\$、豪州637百万US\$、米国392百万US\$、ロシア280百万US\$、中国100百万US\$で、インドの探鉱投資額はわずか5百万US\$で全体の0.10%に過ぎない。2001年から2005年の5年間の平均探鉱投資額では、南米688百万US\$、カナダ550百万US\$、アフリカ463百万US\$、豪州430百万US\$、米国222百万US\$に対し、インドはネグレクティブである(図4参照)。

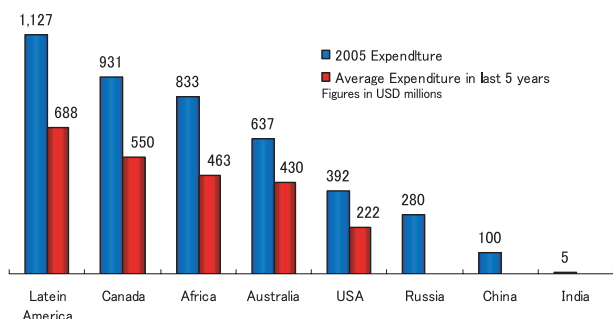


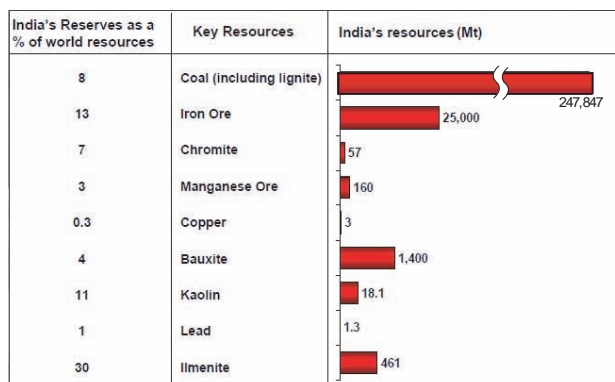
図4. 2005年の地域別探鉱投資額

GSI (インド地質調査所: Geological Survey of India) によれば、過去50年間のインドにおける探鉱投資額は500crore Rs.^{*10}で、そのうち石炭の探鉱費は350crore Rs.^{*11}で70%に相当する。

世界の鉱物資源の埋蔵量は、ここ数10年間で最新技術を導入した探鉱成果により飛躍的に増加した。例えば、豪州における鉄鉱石の埋蔵量は1966年の4億tから2005年の400億tと40年間で100倍に増加している。この間、30億tの鉄鉱石が生産されている。これに対し、インドの鉱物資源埋蔵量は、豪州、南ア、南米の諸国のそれに比べほとんど変化していない。インドの主要鉱物の埋蔵量及び世界の埋蔵量に占める割合を図5に示す。世界の埋蔵量に占める割合は、イルメナイトが30%、鉄鉱石13%、クロム鉱石が7%ではあるが、未探鉱地域が多く実態は未知数である。

インドは、多種鉱物について膨大な資源量を持つと考えられているにも拘わらず、ほとんどの非鉄金属の輸入国であり、多くの既知鉱床の鉱量は枯渇に向かっている。近年のインド経済の発展は目まぐるしく、エネルギー、非鉄金属鉱物の需要を増大させている。こうした背景の下、政府は、鉱物生産量の増大を図るため鉱床探鉱、新鉱床開発に対する鉱業投資を誘致する重要性を認識し、2005年9月14日、鉱物資源開発分野における外国鉱山企業による鉱業投資を促進させる

ために、PC (計画委員会) の中に国家鉱物政策の見直し及びMMDR (鉱山鉱物開採規制発法) の必要な修正について検討を行うHLC (高官委員会) を設置した。



(出典: 2007・PDAC インド・デー鉱山省資料)

図5. インドの主要鉱物の埋蔵量と世界の埋蔵量に占める割合

7. Hoda 委員会

HLCは、PCメンバーであるShi Anwarul Hodaが委員長を務めたことからHoda委員会と呼ばれている。メンバーは4省2庁(鉱山省、鉄鋼省、環境森林省、輸出庁、鉄道輸送高速道路庁、財務省)の大臣を含み24名で構成される。Rajasthan、Orissa、Karnataka、Chhattisgarh、Jharkhandの州政府の鉱山地質局長もメンバーとして参加している。報告書の提出期限は2005年12月末とされた。Hoda委員会における検討事項は次のとおり。

- ①民間及び国営鉱山企業による鉱物資源分野における鉱業投資を活性化させるための1993年国家鉱物政策の見直し
- ②RP (概査許可)・PL (探査権)・ML (採掘権)の一連の保有権の保証と単純化
- ③1980年森林法 (Forest Conservation)、1986年環境法 (Environmental Protection) に基づく探鉱許可取得手続の見直し
- ④鉱業投資を促進するための、インフラ整備の優先順位付け
- ⑤鉱物資源の豊かな州が州内での付加価値化を条件に鉱業権を認可している実態調査と、資源がない州とのバランスの検討
- ⑥ロイヤルティ算定方法の見直し。
- ⑦最新技術の導入及び一連の投資を活性化させる施策の検討

Hoda委員会の審議においては、Rio Tinto、BHP Billiton、De Beersなどの国際鉱山企業が投資家の立場からプレゼンテーションを行っている。最終報告書は、2006年6月30日に開催された計画委員会において承認され、2006年7月19日にインド政府に提出された。2006年12月22日、国家鉱物政策に関する高官委員会

10 過去50年間の探鉱投資額500crore Rs.: (参考)2000~2007年間の平均レート45.416Rupee/US\$で110百万US\$に相当する。

11 石炭の探鉱費350crore Rs.: 上記同様に77百万US\$に相当する。

報告書 (National Mineral Policy, Report of the High Level Committee)^{*12}として一般に公開されている。

8. Hoda 委員会提言内容

(1) RP (概査許可) の非独占化

MMDR (鉱山鉱物開発規制法) では、RP (概査許可) 及び PL (探査権) は、排他的独占的権利を有するものとして、第三者が同時に同一地域を調査することを認めていない。Hoda 委員会は、探鉱投資を大幅に促進するためには、探鉱地域の絞り込みを行うことが重要であり、RP の法的条件をできる限り緩和した開放政策 (open sky policy)、つまり RP を排他的な独占的権利から非独占的権利 (Non-Exclusive) に変更することが必要であると提言している。

(2) LAPL (広域探査権: Large Area Prospecting License) の導入

Hoda 委員会は、RP の非独占的権利への移行にともない、RP と PL の間を結ぶ LAPL (広域探査権) の導入を提言している。RP 保持者は、LAPL の格上申請において先願権 (First-come-first-served basis) を有する。各鉱業権の面積、有効期限を表3に示す。直接探査権 (Direct PL) とは、RP、LAPL を申請せず、最初から PL を申請するケースである。

表3. 鉱業権の種類、面積、有効期限(新旧対比表)

	新	旧
鉱区面積 (km ²)		
概査許可 (RP: Reconnaissance Permit)	10,000	10,000
広域探査権 (LAPL: Large Area PL)	5,000	-
探査権 (PL: Prospecting License)	500	25
直接探査権 (Direct PL)	50	25
採掘権 (Mining Lease)	Max 100	10
期間 (年)		
概査許可 (Reconnaissance Permit)	3	3
広域探査権 (LAPL: Large Area PL)	6+2	-
探査権 (PL: Prospecting License)	5+RP	3+2
直接探査権 (Direct PL)	3+2	3+2
採掘権 (Mining Lease)	30+20	30+20

(出典: 2007 PDAC インド・デー鉱山省資料)

(3) 保有権の保証

鉱山開発は、ハイリスクかつ資金集中型の投資であるため、探鉱投資においては優良鉱床を発見した場合の独占的な開発権が保証されていることが、投資資金の回収の観点からも不可欠となる。しかし、資源国の政府は、自国の鉱物資源を利用し、国家利益を最大化するために、探鉱実施者には優先権を与えてはいるものの独占的権利を保証しない。インドも同様である。

Sillitoe^{*13}(1995年)によれば、過去25年間に環太平洋地域で開発された主要鉱床は、探鉱に平均19年を、最初に鉱脈が発見されてから生産開始まで9年を要している。多くの鉱山は、少なくとも2社以上の企業、多いときには5社以上の企業によって探鉱・開発されている。PLとMLの間の法的リンク(連続性、継続性)は、不確実性がある鉱山開発には、投資家にとって最も重要な問題^{*14}である。

MMDRは、RP保持者が自動的にPLを得て、PL保持者が自動的にMLを得ることのできる権利を保証していない。

Hoda委員会は、RP保持者がPLを申請する場合は、調査データを提出するなど一定の条件を付し先願主義(First-come-first-served basis)で、PL保持者がMLを申請する場合には排他的独占権(Exclusive Right)を保証しきれめなく授与することを提言(図6参照)している。そのため、MMDRとMCR(鉱物鉱区規制)を一部改正し、RPからLAPL・PL、さらにはMLへと保有権の保証を盛り込むべきと指摘している。

また、Hoda委員会は、特にRP・LAPL・PL・MLの保有権の保証に影響を及ぼす政府の自由裁量権を廃止、または大幅に縮小することを提案している。

Hoda委員会は、鉱業権保持者に対し、発見した鉱床に関する議論のない優先順位、明確で客観的な取消し(キャンセル)基準と手続き、権利維持のための明確で客観的な義務、探鉱や採掘業務を遂行するために十分な鉱区面積と鉱業権の有効期間を確保すべきであると勧告している。

(4) 既知鉱床の入札

Hoda委員会は、GSIが国家予算を使って鉱床の埋蔵量を評価し、それ以上の探鉱が不要である場合は透明性のある入札手続を経てMLを付与すべきであると提言している。ただし、特定事業者が、州の当該鉱物に関する産業の育成、発展のための投資申請を行っている場合は、州政府の判断により入札手続を省略することを認めている。

(5) PL (探査権) の譲渡許可

PL保持者がPLを第三者に譲渡する権利、または探鉱プロジェクトの権益を分割し、販売、譲渡する権利は、鉱業投資家に対し、探鉱プロジェクトへの参入、撤退を容易にし、柔軟性を与えるものである。世界で展開されているハイリスクなグラスルーツ段階の探鉱活動は、主にジュニアカンパニーによって実施されている。ジュニアカンパニーは、証券市場で探鉱資金を調達し、探鉱活動を行っているが、価値ある鉱床を

12 高官委員会報告書: http://planningcommission.gov.in/reports/genrep/rep_nmp.pdf 参照

13 Richard H Sillitoe Exploration and Discovery of Base- and Precious- Metal Deposits in the Circum-Pacific Region During the Last 25 Years: Metal Mining Agency of Japan 1995.

14 鉱業関連法規・税制フレームワークの比較検討調査報告書(2001年3月動向分析調査報告書第34号)

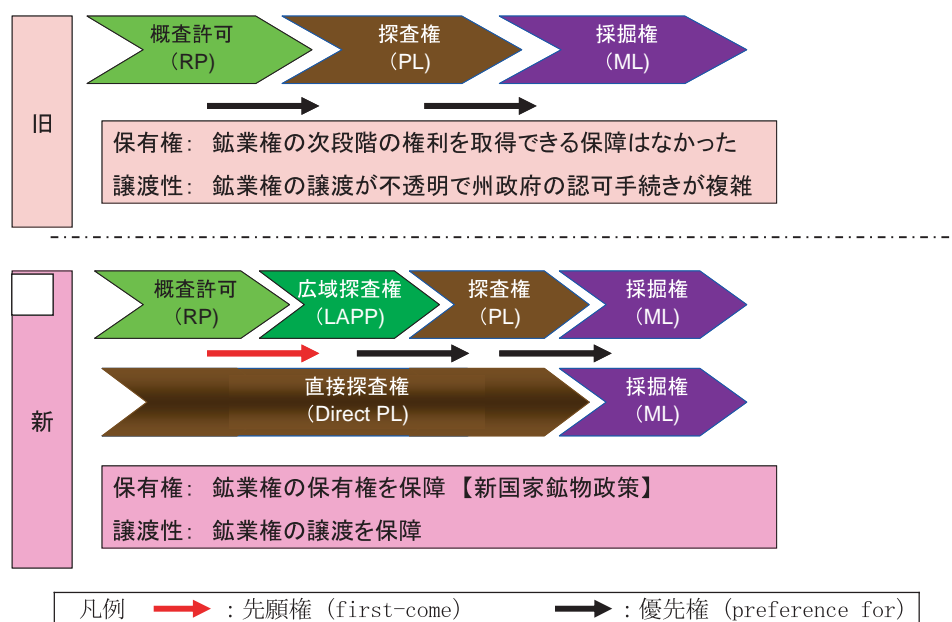


図6. 鉱業権：保有権の保証と譲渡性

発見すると、探鉱プロジェクトを国際的な鉱山企業に売却し、あるいは会社ごと買収されるなどして、新たな活動資金を生み出し、新たな場所で事業を展開する。したがって、PLの譲渡の可否は、鉱山を開発するために必要な資本、技術を導入する刺激策にもなっている。

PLの譲渡手続きは、MCRに定めているが、譲渡に関する明確な権利、義務の規定はなく、手続きも不透明であった。

そのため、Hoda委員会は、資源国で活動するジュニアカンパニーなどの参入を促進するため、委員会は、PL保持者に譲渡権を保証することを提言した(図6参照)。これにより、探鉱企業は探鉱に集中し、その後、PLを適切な鉱山会社に売却することができる。

(6) 鉱物特権の付与の手順

Hoda委員会は、各州に調整委員会(Coordination-cum-Empowered Committee)を設置し、各州の審査手続き、さまざまな部門や局が迅速に手続きを行うよう監視しなければならないと提言している。すべての手続きが終了した後に、調整委員会が鉱業権を付与することになる。

(7) ライセンス発行の迅速化

Hoda委員会が最も重要視したのは、RP・PL・MLの審査手続きの迅速化である。MCRには、申請された各権利の付与までの期間が定められているものの、現行の法律には州政府が申請に対して行動を起こさなかった場合の救済措置についての規定がない。そのため、Hoda委員会は、MMDRを改正し、州政府が所定の期間内に許可を出さなかった場合は、中央政府が州政府から聞き取りを行った後、適切な許可を出すことができるよう提言している。

(8) データベース

Hoda委員会は、海外からの投資を促進するためには鉱区情報の公開が必要であるとして、現在の鉱区管理システムにGIS(地理情報システム)技術を取入れたデータベースを構築することを提言している。データベースの管理に当たっては、GSI(インド地質調査所)が鉱床分布図を、IBM(鉱山局: Indian Bureau of Mines)が鉱区図の作成、更新を行い、デジタルデータとしてオンライン上で提供する。また、鉱物権の申請手続きを電子システムで行うことを併せて提案している。

(9) 監督機関の設置

法律・規則を改正し、中央政府に(州政府の許可に対する不満を受けける)権限を与えること及びその権限を、監査する省と関係する省との対等性を適切に維持するために、独立した司法機関を設置することを提言している。

(10) 環境保護に関する要求

Hoda委員会は、インドの鉱業事情に合った“持続可能な発展の枠組み(SDF: Sustainable Development Framework)”を作成する作業グループを鉱山省と環境森林省(Ministry of Environment & Forest)が共同で設置すべきであると提言している。SDFは、“国際金属鉱業評議会(ICMM: International Council on Mining & Metals)”及び“自然天然資源保護国際協会(International Union for Conservation of Nature and Natural Resources)”のガイドラインを参照することを推奨している。ICMMの10原則は次のとおり。

- ① 企業の倫理感の醸成と健全な企業統治
- ② 企業内意志決定過程における持続的発展の統合

- ③従業員、影響を受ける人々の基本的人権、文化、習慣、価値観の尊重
- ④科学、タイムスケジュールに基づくリスク管理戦略の導入
- ⑤労働安全衛生パフォーマンスの追及
- ⑥環境パフォーマンスの改善
- ⑦生物多様性の保全と土地利用計画の統合的アプローチ
- ⑧責任にある製品設計、利用、再利用、リサイクル、廃棄物
- ⑨ホスト地域の社会、経済、生活基盤発展のための貢献
- ⑩効果的、透明性のある関わりと意思疎通と独立した科学的根拠に基づく報告制度

(11) 企業の社会的責任

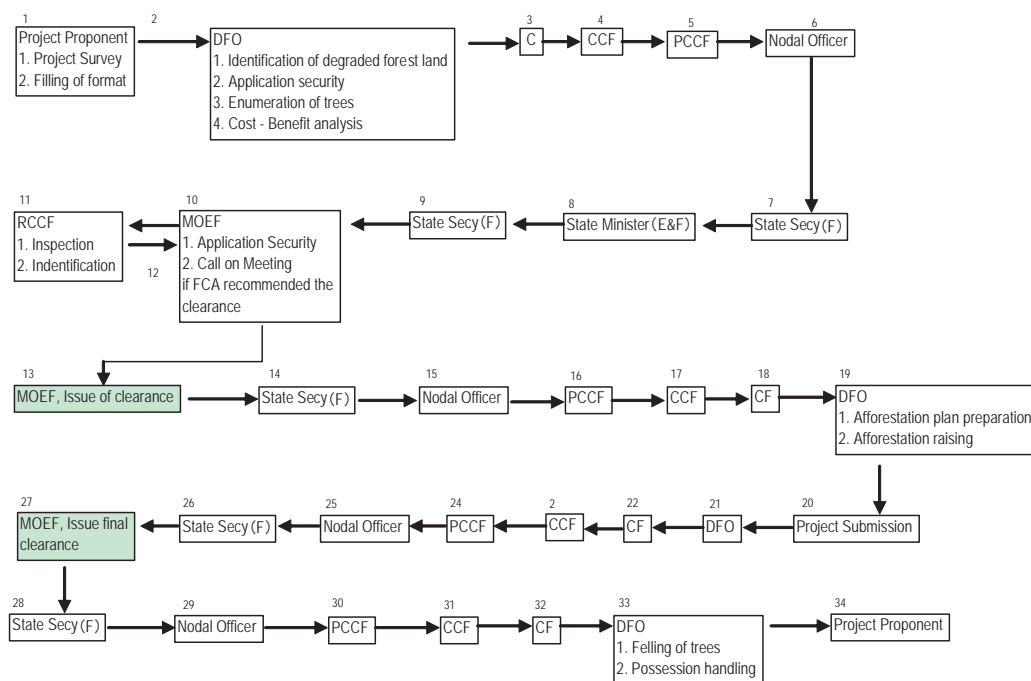
Hoda 委員会は、「鉱山会社はホスト地域の社会的インフラ整備のために売上高の3%を拠出するべき」との意見があることを最終報告書に付記している。

(12) 森林地問題

最高裁判所 (Honorable Supreme Court) が組織した Kanchan Chopra 委員会は、森林地における鉱山開発の土地利用に関し、NPV (正味現在価値) に加え、補償としての植林税を支払うべきかどうかについて以下の法令判断を行っている。

- ① NPV は、事前に提出された鉱山開発計画に基づき、改変される土地を基準に支払うべきである。
- ② 賃借人は、採鉱権の更新のたびに、NPV の支払いを求められることはない。

森林許可の審査フローは図7に示すとおりである。現在、森林に関する認可は、原則的承認 (13) と最終的承認 (27) の2段階で行われる。最終的承認は、原則的承認時に提示される条件をすべて履行したことを示す報告書を受け取った後、環境森林省が付与する。Hoda 委員会は、承認手続の遅れを防止するため、森林に関する認可を1段階にし、条件の履行確認を州政府に任せることを提言している。



(出典:2006年12月22日付けHLC報告書)

図7. 森林許可の審査フロー

州政府の森林局 (Forest Department) は主席森林保護官 (CCF: Chief Conservator of Forest) をトップとし、森林保護官 (CF: Conservator Forest) 及び地区森林官 (DFO: Divisional Forest Officer) がサポートしている。主席森林保護官 (CCF) の下に、次席森林保護官 (PCCF: Principal Chief Conservator of Forest)、広域森林保護官 (RCCF: Regional Chief Conservator of Forest) が置かれている。

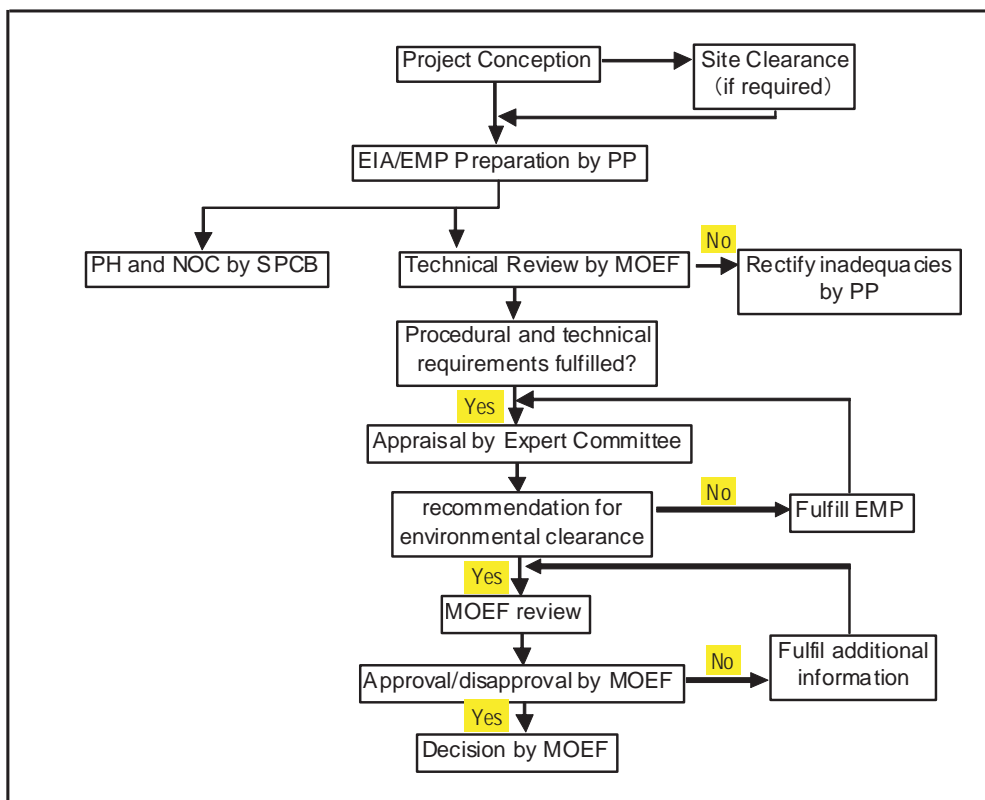
Hoda 委員会は、森林許認可審査の遅れは、地区森林官 (DFO) における審査の遅れであると指摘している。

主に、地区森林官が費用便益分析、樹木の本数を数えるのに時間がかかっていることが原因であるとして、こうした作業は外注に出すべきと提言している。

(13) 環境管理計画

中央政府の環境許可の審査フローは図8に示すとおりである。

Hoda 委員会は、PLの許認可には、環境管理計画 (EMP: Environment Management Plan) は不必要とした。採鉱活動のレベルでは、廃棄物の発生がほとん



(出典:2006年12月22日付けHLC報告書)

図8. 環境許可の審査フロー

どないことを理由に挙げている。

環境に関する認可は、公聴会 (Public Hearing) の手続きに不測の時間を要していると指摘し、手続き簡素化、参加者の限定等を要求している。部外者は各公聴会に陳述書を提出してもよいが、公聴会には参加できるのは、当該地区に所属する関係者のみと提言している。ちなみに、公聴会の開催の手続きフローは図9のとおりである。

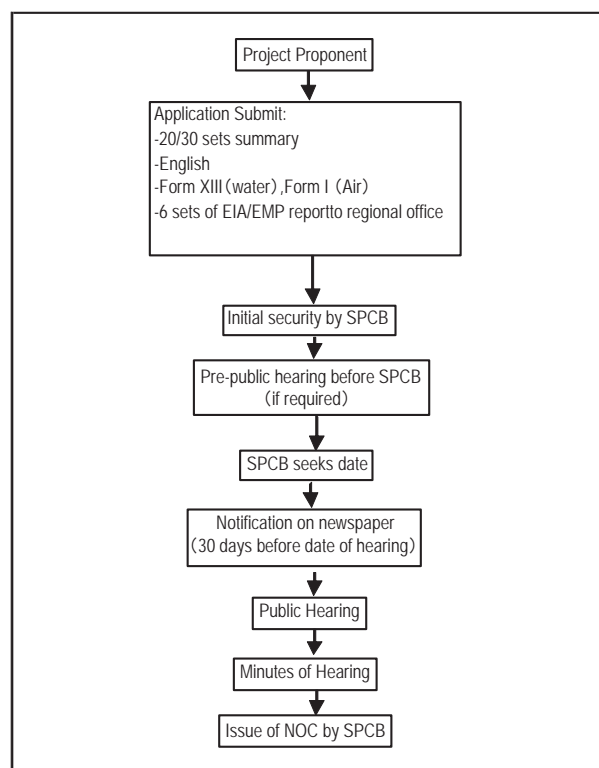
(14) インフラ整備の必要性

大手鉱山会社は、自らの資力で鉱山活動に必要なインフラをある程度整備できるが、中小鉱山会社は困難であるとして、鉱業開発をさらに活性化させるためには、高速道路、鉄道、港湾の整備が必要になるとした。高速道路では、Jaintgarh-Chaibasa と Jamshedpur-Haldia 間を優先プロジェクトとして第3次高速道路開発計画 (NHDP Phase- III) で完工すべきである提言している。鉄道では、17プロジェクト、港湾では7港湾 (Chennai, Haldia, Goa, Mumbai, New Mangalore, Paradip, Visakhapatnam, Karwar) を優先インフラとして順位付けを行っている。

(15) 鉱山開発基金

Hoda 委員会は、各州政府は、鉱山開発基金 (Mineral Development Fund) を設立し、毎年、回収したロイヤルティの15%を基金のために確保すべきであると提言している。インド政府も、第11期計画 (XI Plan)

中、毎年、計画基金 (Plan Funds) から同額を各州の MDF に拠出すべきとしている。



(出典:2006年12月22日付けHLC報告書)

図9. 公聴会の開催の手続きフロー

(16) 鉱山開発公社の業務拡大

Hoda 委員会は、州政府の鉱物資源開発公社 (Mineral Development Corp.) は開発資金の調達から鉱山インフラ・プロジェクトの促進まで業務を拡大し、これに合わせて社名を鉱物開発・資金調達公社 (MIDFICS : Mineral Development and Finance Corp.) に変更すべきと提言している。MDC の活動資金は、補助金 (Viability Gap Funding Scheme) や州政府が設立した MDF の使用を認めている。

(17) 付加価値化問題

鉱物資源の豊かな州は、州内で加工工場を建設することに同意した申請者にのみに鉱業リース、探査権を付与することに拘っており、Hoda 委員会はこのことを重要な問題であると指摘している。原料を調達し製造業を発展させたいとする鉱物資源の乏しい州と対立する問題となっている。Hoda 委員会は、鉱物資源の豊かな州において複数の採鉱申請を受けた場合は、州は

州内で加工工場を建設する申請者を優先してもよいが、そのような申請者がまったく居ない場合は、将来、そのような申請者が現れることを期待して権利付与を留保してはならないと指摘している。この趣旨に基づき、Hoda 委員会は、規則の改正提案している。

(18) 州政府収入の増強

Hoda 委員会は、ロイヤルティ率の計算方法を従価 (Realised Value) 方式に基づき改善すべきと提言している。従価方式にすると、州の収入は約5倍になると推定されている。また、Hoda 委員会は、政府がロイヤルティ率及び従価方式の率の値上げを検討する研究グループを設立すべきと提言している。

ロイヤルティ率の国際競争力は不可欠であるため、ロイヤルティ率の上方修正については、西豪州のロイヤルティ率をベンチマークとすべきとしている (表4参照)。また、ロイヤルティの未払いに対しては厳しい罰則を適用すべきと指摘している。

表4. 国別ロイヤルティ率

(単位: %)

	豪州	中国	ブラジル	インドネシア	ウズボキスタン	インド
銅	5	2	2	4	7.9	3.2
クロム	5	NA	NA	3.5	NA	7.5
ボーキサイト	7.5	2月4日	NA	3.25	NA	0.35
金	1.25	4	1	3.75	2.8	1.5
鉄鉱石	5-7.5	2	NA	3	3	品位対応
マンガン	5	2月4日	NA	NA	NA	3

(出典: インド政府調査資料 (Report of the Study Group on Royalty for Major Minerals (other than coal, lignite and sand for storing; 2004) による)

(19) その他の問題

インド鉄鋼業界は、資源の有限性を利用に鉱山の専有を訴えていたが、この訴えは受け入れられなかった。しかし、Hoda 委員会は、資源の割当状況に関して10年後に再度見直すことを推奨した。独立型鉱山 (stand-alone mines) は、鉱石の外販を目的に開発される鉱山であり、専有鉱山 (captive mine) とは、自社の製鉄所に原料を確保するために採掘する鉱山と定義される。専有鉱山は、鉱業リースの条件を満たし、製鉄所の寿命が保証される場合は、権利の更新が認められた。委員会は、2006年7月1日現在、鉱山を持たない鉄鋼企業は、専有鉱山を有する鉄鋼企業との公平を期すため、一回限りの方策として、公的機関が十分に探鉱した鉄鉱山を、入札を行わずに優先的に割当ててことを推奨した。

高品位の鉄鉱石 (Fe 含有量 64% 超) の輸出は、インド国営の金属鉱物貿易公団 (MMTC) を通して行われている。これとは別に、商務庁も輸出ライセンスを発行している。鉄鋼企業は、鉄鉱石の全ての輸出を禁止することを望んでおり、一方、鉄鉱石採鉱企業は現状存在する制限をすべて撤廃することを望んでいる。Hoda 委員会は、Fe 含有量 65% 超の鉄鉱石の輸出には輸出税を課すこと、現在の MMTC を通した輸出及び

輸出ライセンスは廃止すべきであると提言している。

(20) 海砂鉱物

チタン鉄鉱 (イルメナイト)、金紅石 (ルチル)、白チタン石は、核エネルギー省 (DAE) により、規定物質 (prescribed substances) のリストから外された。その結果、これらの鉱石は、MMDR (鉱山鉱物開発規制法) の First Schedule の Part B から削除された。しかし、二酸化チタンは重要な金属であるため Part C に位置付けられる。委員会は、チタン鉄鉱、金紅石 (ルチル)、白チタン石の鉱物については自由に開発させるべきであると推奨している。しかし、一部の高品位のチタン鉄鉱が、海外では大量に産出せず貴重な鉱物であることを考慮し、Hoda 委員会は、二酸化チタンの含有量が 56% 超の鉱物に輸出税を課すことを提言している。

おわりに

Hoda 委員会は、2006年7月に報告書を政府に提出した。これに基づき、政府が政策改正についての最終決断を下すことになっている。Hoda 委員会が今回提案した内容は次のとおりである：

(1) 鉱山会社の競争を促し、自由に現地踏査 (Reconnai-

ssance) を行える非独占踏査許可 (Non-Exclusive RP) を制定する。

- (2) PL の申請に当っては RP 保持者に先願権を与える。
- (3) PL については、独占的に広域を調査できる LAPL を新たに導入する。最新技術の導入とリスク投資への参入を促す。
- (4) LAPL/PL から ML への自動的な移行を許可し、連続的な鉱物権授与を保証する。
- (5) 鉱業権の発行窓口を一つにし、審査期限を定める。
- (6) 鉱業権の有効期間を延長する。
- (7) 鉱業権で許可する土地の面積をより広くする。
- (8) 鉱業権を売買も含め自由に移譲できるようにする。
- (9) 公費で十分な概査が終わっている鉱床を競売にかけ、割当ての透明性、コストの回収、国家資源の確

保を計る。

- (10) 鉱業権を与えるにあたり、公共事業 (PSU)、民間企業を同等に扱う。
- (11) 探鉱段階では廃棄物の発生が最小限であるため、PL には環境回復の義務を付与しない。
- (12) ロイヤルティは従価税方式で決定し、ロイヤルティの未払いに対しては厳しい罰則を適用する。

以上の新たな国家鉱物政策の骨子の提言によって、インドは、国際的な鉱山企業にとって、地質的に見た資源ポテンシャルの大きさと金属市場としての高い潜在的成長可能性と政治的な安定性から魅力ある鉱産国及び金属市場に変貌しつつある。

(2008.5.19)